

堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 交付要綱

令和6年1月18日	制 定
令和6年6月17日	一部改正
令和6年12月24日	一部改正
令和7年5月12日	一部改正
令和7年7月24日	一部改正
令和8年6月4日	一部改正
令和8年9月14日	一部改正

1 通則

この要綱は、本市が、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、国交付要綱及び堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の目的

補助金は、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組を促進し、2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成及び2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することを目的とする。

3 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

（1）堺エネルギー地産地消プロジェクト

本市が、第2項に定める目的を達成するために、環境省に提案し、選定された脱炭素先行地域の取組等に関する計画（地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の内容を含む。）

（2）脱炭素先行地域

「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）」及び地球温暖化対策計画に基づき、地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現すること等に先行的に取り組む地域等として、環境省が選定した地域等

(3) 再エネ100%電力

全てが再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力（小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調達を含む。）

(4) 需要家

太陽光発電設備を設置する建物において電力を使用する者（当該建物で使用する電力の供給契約を締結する権原を有する者を含む。）

(5) 府営住宅活用地

大阪府営住宅の集約・建替事業等により創出された土地

4 補助対象事業等

補助金の交付の対象となる事業は、堺エネルギー地産地消プロジェクトにおいて計画されたもの（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）であって、別紙に掲げる事業とする。また、補助金の交付の対象となる事業の要件等は、環境省が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定。以下「国実施要領」という。）別紙1に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

5 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、別表に定める者であって、市税を滞納していない者とする。

6 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

7 補助率等

補助率及び補助上限額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

8 補助金の交付申請

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者は、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

①事業計画書（様式第2号）

- ②収支予算書（様式第 3 号）
- ③役員情報届出書（法人その他の団体に限る。様式第 4 号）
- ④前年度決算書（法人その他の団体に限る。）
- ⑤工事に係る実施設計書（補助事業が工事を伴う場合に限る。）
- ⑥補助対象経費等が把握できる書類
- ⑦納税状況確認同意書（様式第 5 号）
- ⑧その他市長が必要と認める書類

9 補助金の交付の決定と通知

市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 交付決定通知書（様式第 6 号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

10 補助金の交付の条件

市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、次項に定める手続によるものとする。
 - ①補助事業に要する費用の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の変更を除く。
 - ②補助事業の内容を変更するとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- (3) 補助事業の廃止をしようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の実施に関し、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争によるものとする。ただし、一般の競争によることが著しく困難又は不適當であると市長が認める場合を除く。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、その他の法令、関連通知、国交付要綱及び規則の定めによるほか、この要綱に定めるところによること。

11 交付決定内容の変更

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、あらかじめ堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出し、当該変更に係る承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、変更すべきものと認めたときは、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

12 事業開始の承認申請等

- (1) 複数年度にわたり補助事業を実施しようとする者は、第8項第1号に規定する申請書に代えて、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 事業開始承認申請書（様式第9号）に第8項第1号①から⑧までに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、事業の開始を承認することが適当と認めるときは、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 事業開始承認通知書（様式第10号）により、前号の申請をした者に通知するものとする。
- (3) 3か年以上にわたり補助事業を実施する者は、第1号の規定による申請に加え、2年目以後の各年度に堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 事業継続承認申請書（様式第11号）に第8項第1号①から⑧までに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (4) 市長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、事業の継続を承認することが適当と認めるときは、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 事業継続承認通知書（様式第12号）により、前号の申請をした者に通知するものとする。
- (5) 市長は、第2号又は前号の承認を決定する場合において、第1号又は第3号の申請をした者に条件を付することができる。
- (6) 補助金の交付を受けようとする者は、第2号若しくは第4号又は第9項の規定による通知があった日以後に当該年度に実施する補助事業に着手しなければならない。
- (7) 第2号の規定による通知を受けた者は、補助事業の終了する年度に第8項第1号の規定による申請書を提出するものとする。
- (8) 第8項第1号の規定による申請書を提出するときは、第3号の規定にかかわらず、当該申請書を提出する年度に係る同号の規定による様式第11号の提出は要しない。
- (9) 第2号の規定による通知を受けた者が補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、あらかじめ堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 事業変更申請書（様式第13号）を市長に提出し、当該変更に係る承認を受けなければならない。ただし、前項第1号の規定による申請書を提出するときはこの限りでな

い。

- (10) 市長は、前号の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、変更すべきものと認めたときは、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 事業変更承認通知書（様式第14号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- (11) 第2号の規定による通知を受けた者が、第3号又は第7号の規定による申請書を提出しない場合は、補助事業を廃止したものとみなす。

1.3 補助事業の中止又は廃止

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定又は事業の開始の承認があった後、事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 中止（廃止）承認申請書（様式第15号）を市長に提出して承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、中止（廃止）すべきものと認めたときは、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 中止（廃止）通知書（様式第16号）により、補助事業者へ通知するものとする。

1.4 状況報告等

市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

1.5 実績報告書の提出

補助事業者は、第9項の規定による交付の決定を受けた補助事業の完了後30日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 実績報告書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第18号）
- (2) 収支決算書（様式第19号）
- (3) 工事に係る完了届及び完成写真（補助事業が工事を伴う場合に限る。）
- (4) 補助対象経費等が把握できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

1.6 補助金の額の確定及び通知

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、書面及び必要に応じた現地調査により内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適

合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 確定通知書（様式第20号）により、補助事業者に通知するものとする。

17 補助金の交付

- (1) 補助事業者は、補助金の額の確定について、前項の規定による通知を受けたときは、堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 交付請求書（様式第21号）により、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。
- (2) 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

18 補助金の額の再確定

- (1) 補助事業者は、第16項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15項に準じて提出するものとする。
- (2) 市長は、前号に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

19 補助事業の開始

補助事業の開始の日は、補助事業者が市若しくは相手方との補助事業に係る契約を締結した日又は工事の着手の日のいずれか早い方とし、原則として補助金の交付決定の日以後としなければならない。ただし、次に掲げるときはこの限りでない。

- (1) 市が実施する競争入札等の公募手続を経て、市と補助事業に係る契約を締結したとき
- (2) 第12項第2号の規定による事業開始の承認を受けたとき
- (3) やむを得ない事由により、第9項の規定による交付決定通知又は第12項第2号の規定による事業開始承認通知の前に第4項で定める補助対象事業のうちゼロエネルギータウン創出事業に着手しようとする場合において、第8項の規定による交付申請を行う際又は第12項の規定による事業開始承認申請を行う際に堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 事前着手届（様式第24号）を市長に提出したとき

20 取得財産の管理及び処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財

産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- (2) 取得財産等のうち、規則第22条に基づき市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- (3) 規則第22条ただし書の規定に基づき市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。
- (4) 補助事業者は、前号に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 財産処分承認申請書(様式第22号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2.1 関係書類の保管

- (1) 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について前項第3号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。
- (2) 前号の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

2.2 補助事業の承継

市長は、補助事業者について事業の期間中に、相続、法人の合併若しくは分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、又は契約により管理組合や入居者等に所有権移転が行われる場合において、その変更により事業を承継する者(以下「事業承継者」という。)が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、あらかじめ堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金 事業承継承認申請書(様式第23号)を提出させることにより、事業承継者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2.3 手続代行者

第8項に規定する補助金の交付申請、第11項に規定する補助事業の内容の変更申請、第12項に規定する事業開始の承認申請等、第13項に規定する補助事業の中止又は廃止の承認申請及び第15項に規定する実績報告(いずれもゼロエネルギータウン創出事業に係るものであって、個人が申請等を行うものに限る。)については、これ

らの書類の提出等を第三者に代行させることができる。

2 4 その他

- (1) 補助事業者は、この要綱に疑義が生じたとき、この要綱により難い事由が生じたとき、あるいはこの要綱に記載のない細部については、市長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、所管部長が定める実施要領による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月18日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度の予算に係る補助金(当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。)については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。
- 3 この要綱の失効前に補助金の交付を受けた補助事業者については、第20項及び第21項の規定は、前項本文の規定にかかわらず、前項本文に規定する日以後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る補助金について

適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別紙 補助対象事業（第4項関係）

- （1）公共施設等太陽光発電設備等整備事業
- （2）余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業
- （3）ゼロエネルギータウン創出事業

別表 事業の要件、補助対象者、補助対象経費並びに補助率及び補助上限額（第4項、第5項、第6項、第7項関係）

（1）公共施設等太陽光発電設備等整備事業

補助対象者	市と公共施設等への太陽光発電設備等の設置に係る契約を締結した者
補助対象経費	国実施要領別表第1に記載の交付対象経費 （ただし、消費税及び地方消費税を除く。）
補助率及び補助上限額	国実施要領別紙1に記載の交付率及び交付上限額

（2）余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業

事業の要件	・太陽光発電設備の年間発電量に占める需要家の年間自家消費量の割合が、30%以上80%未満であること。 ・第三者への売却を前提とした設備の設置を行わないこと。 ・原則として20年間、市が指定する小売電気事業者に太陽光発電設備で発生した余剰電力を売却する契約等が締結されること。当該小売電気事業者への売電価格は8円/kWh（消費税及び地方消費税を除く。）とすること。 ・市と地域脱炭素の推進に関する協定が締結されること。 ・2030年度までに太陽光発電設備を設置した建物で使用される全ての電力を再エネ100%電力に切り替えること。								
補助対象者	市から余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業の選定を受け太陽光発電設備を設置する者								
補助対象経費	国実施要領別表第1に記載の交付対象経費 （ただし、太陽光発電設備1kW当たりの費用が20万円（パネル重量5kg/m ² 以下の場合は1kW当たりの費用が25万円）を超える部分及び消費税及び地方消費税を除く。）								
補助率	太陽光発電設備の余剰率に応じて下表に定めるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>余剰率</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40%以上70%未満</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>30%以上40%未満</td><td>1/3</td></tr> <tr> <td>20%以上30%未満</td><td>1/4</td></tr> </tbody> </table> なお、余剰率の算出の方法は実施要領に定める。	余剰率	補助率	40%以上70%未満	1/2	30%以上40%未満	1/3	20%以上30%未満	1/4
余剰率	補助率								
40%以上70%未満	1/2								
30%以上40%未満	1/3								
20%以上30%未満	1/4								

（3）ゼロエネルギータウン創出事業

事業の要件	・戸建て住宅にあつては、次の①から⑦の要件を全て満たすこと。 ①Z E Hロードマップにおける『Z E H』の定義を満たしていること。 ②省エネルギー性能表示にて、『Z E H』であることを示す証書を取得すること。 ③設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。 ④平成28年省エネルギー基準に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（U_A値）が$0.50\text{W}/\text{m}^2\text{K}$以下であること。 ⑤次のうち1つ以上を満たしていること。 - ア HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 - イ 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）に充電を可能とする設備（以下「EV充電設備」という。）、又は電気自動車等と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備（以下「V2H充放電設備」という。）を導入すること（ただし、電気自動車等の保管場所を、住宅の敷地内に設けること。）。 ⑥次のうち1つ以上を選択し、導入すること。 - ア 蓄電池 - イ V2H充放電設備 ⑦太陽光発電設備を導入すること。 ・集合住宅にあつては、次の①から④の要件を全て満たすこと。 ①集合住宅のZ E Hの定義におけるZ E H-M O r i e n t e d 以上を達成すること。 ②省エネルギー性能表示により、住棟の評価として、『Z E H-M』、N e a r l y Z E H-M、Z E H-M R e a d y、Z E H-M O r i e n t e d等の省エネルギー性能評価の認証を取得すること。 ③太陽光発電設備を導入すること。 ④集合住宅で使用される全ての電力を再エネ100%電力とすること（2030年度末までの供給電力が対象）。 ・住宅のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、市及び大阪府に対する必要な情報提供に協力すること。 ・国の各種補助制度（本事業の補助対象設備と重複せず、併用可能な補助制度を除く。）を使用しないこと。
-------	---

補助対象者	府営住宅活用地において本事業を行う者		
補助対象経費	補助対象経費は、下表に定めるとおりとする（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）。		
	区分	内容	
	設計費	省エネルギー性能の表示に係る費用	
	設備費	補助事業の実施に必要な設備及び建築材料の購入に要する費用	
	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費	
	なお、補助対象経費の算出の方法は実施要領に定める。		
補助率等	補助率等は、導入する設備等毎に下表に定めるとおりとする。		
	設備等	補助率等	
	戸建て住宅	・ 補助額 100万円／戸	
		・ 次の①②の設備をいずれも導入する場合は、補助額を加算する。加算額は、1戸あたり「堺市ZEH支援事業補助金」の額の半額とする。	
		①HEMS（環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のZEH+の選択要件となっている高度エネルギーマネジメントが可能なもの）	
		②EV充電設備又はV2H充放電設備	
	注 戸建て住宅の補助対象設備には、太陽光発電設備及び蓄電池は入らない。		
集合住宅	・ 低層（住宅用途部分が3層以下）の集合住宅 補助額 40万円／戸		
	・ 中層（住宅用途部分が4、5層以下）又は高層（住宅用途部分が6層以上20層以下）の集合住宅 補助率 2／3		
	・ 集合住宅の補助上限額は、国実施要領別紙12.ウ（サ）の交付上限額とする。		
太陽光発電設備	補助率は下表のとおりとする。		
	設備容量※	補助率	
	7kW未満	1／2	
	7kW以上	2／3	

		※太陽電池モジュールの公称最大出力	
	蓄電池	補助率は下表のとおりとする。	
		初期実効容量	補助率
		10kWh未満	1／2
		10kWh以上又はV 2H充放電設備を導入 する場合	2／3